

要 望 書

令和元年 11 月 5 日

こども家庭局 森下貴浩 局長



日本維新の会 神戸市議員団

食肉卸会社(神戸サカエ屋株式会社)は、「偽装」とのマスコミ報道について、「個体識別番号の間違い」「産地表示の間違い」を認め、近畿農政局・兵庫県立消費生活総合センター・兵庫県食肉公正取引協議会から指摘と指導を受けていることは、代表取締役自ら会社のホームページに記載している。

当局の説明では、食肉卸会社(神戸サカエ屋株式会社)とは随意契約であり、保護者からの問い合わせがあるが、関係機関(市消費生活センター・近畿農政局・県立消費生活総合センター等)からの正式な発表がされていないことを理由に、当局は調査を行っていないとのことである。

給食等で子ども達が口にするものは、安全・安心でなくてはならず、陳情第 10 号「市立保育所の子供達の安全安心な環境の確保に関する陳情」が採択されたことも踏まえて、下記 6 点について早期に対応するよう要望する。

1. 食肉卸会社(神戸サカエ屋株式会社)・給食センターに対し、速やかに調査を行うこと。
2. 関係機関(市消費生活センター・近畿農政局・兵庫県立消費生活総合センター・兵庫県食肉公正取引協議会)への情報請求を行うこと。
3. 該当する給食センターの納品伝票控えに表記されている個体識別番号・金額の確認を行い、食肉卸会社(神戸サカエ屋株式会社)の商品ラベル・販売伝票・仕入れ伝票との照合を行うこと。
4. 調査期間は「牛トレーサビリティ法」に則り、平成 27 年 10 月～令和元年 9 月とすること。
5. 調査終了後、調査結果と業者選定方法について早急に保護者へ説明を行い、公表すること。
6. 取引業者の選定方法について、より厳格な管理運営基準に関するガイドラインを策定すること。